8　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11　その他

⑴　共同企業体の名称は、「見島㉗局舎等新設建築工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

競争参加者の資格の再認定に関する公示

防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令108号）及び防衛省における契約事務の取扱いについて（防経会第51号。19．1．4）一部改正されたことに伴い、平成27・28年度を有効期間とする防衛省所管の建設工事についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）について、再認定を申請することが出来ることとしたので、その申請方法等について、次のとおり公示する。

平成27年5月29日

防衛省装備施設本部長　山内　正和

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13

1　競争参加資格の再認定が申請できる者

平成27・28年度の競争参加資格の申請書類を定期及び随時受付（平成27年５月31日まで）時に別記に掲げる申請者の本店所在地を管轄する受付機関に提出している者のうち、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第２項に規定する経営事項審査の審査基準が平成26年国土交通省告示第1055号（以下「改正告示」という。）による改正後の審査基準による経営事項審査（審査基準日（平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の一の２に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請する日の１年７月前の日以後のものに限る。）の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省第41号）第21条の４に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）を受けている者。

［注］

経常建設共同企業体にあっては、その構成員全てが、事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあっては、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けていること。

2　再認定の受付期間及び場所

平成27年７月１日から同年９月30日までの間に、別記に掲げる申請者の本店所在地を所管する受付機関において、申請を受け付ける。

3　再認定の申請方法

⑴　申請書の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」等の各種様式は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。

http://www.mod.go.jp/epco/dfaa/news/kensetsu/touroku/2728touroku.html

⑵　申請書の提出方法　申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）は、郵送により、次に掲げる申請書及び添付書類を１部並びに「資格審査結果通知書」を送付するための商号又は名称及びその所在地を表記している郵便切手を貼付した定形用封筒を郵送により提出する。

①　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（再認定用様式１－１及び様式１－２）

②　共同企業体等調書（再認定用様式３－１～４）（経常建設共同企業体及び特例計算を希望する事業協同組合が申請する場合）

③　総合評定値通知書の写し（改正告示による改正後の審査基準に基づく経営事項審査のもので、かつ、経営事項審査の告示第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）及び㈡に規定する健康保険（以下、「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下、「厚生年金保険」という。）にいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）

④　委任状（代理申請する場合）

4　競争参加者の再認定

競争参加資格を得ようとする者の再認定に係る資格審査は、工種区分ごとに防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第29条第２項に規定する総合審査数値の算定をもって行う。

5　再認定の資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

6　競争参加資格の有効期間

再認定の日から平成29年３月31日までとする。

7　本公示に係る問い合わせ先

防衛省装備施設本部施設計画課施設契約室

施設契約第１係　03―5366―3111（内線36444）

別記　適用官署及び申請書の受付機関

1　適用官署

防衛省の各機関及び各部隊

2　受付機関

⑴　北海道防衛局

受付窓口　北海道防衛局総務部契約課（〒060―0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目札幌第３合同庁舎　電話011―272―7513）

管轄区域　北海道（帯広防衛支局の管轄区域を除く。）

⑵　帯広防衛支局

受付窓口　帯広防衛支局総務課契約審査係（〒080―0016 北海道帯広市西６条南７―３帯広地方合同庁舎２階　電話0155―22―1175）

管轄区域　北海道のうち、オホーツク総合振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室総合振興局の各振興局管内

⑶　東北防衛局

受付窓口　東北防衛局総務部契約課契約審査第１係（〒983―0842 宮城県仙台市宮城野区五輪１―３―15仙台第３合同庁舎　電話022―297―8296）

管轄区域　青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県

⑷　北関東防衛局

受付窓口　北関東防衛局総務部契約課契約審査第２係（〒330―9721 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館　電話048―600―1800（内線2443））

管轄区域　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県

⑸　南関東防衛局

受付窓口　南関東防衛局総務部契約課契約審査第１係（〒231―0003 神奈川県横浜市中区北仲通５丁目57横浜第２合同庁舎　電話045―211―7143（内線7417））

管轄区域　神奈川県、山梨県及び静岡県

⑹　近畿中部防衛局

受付窓口　近畿中部防衛局総務部契約課契約審査第１係（〒540―0008 大阪府大阪市中央区大手前４－１－67大阪合同庁舎第２号館　電話06―6945―5741）

管轄区域　富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県